

平成 24 年度 浜松市議会 9 月定例会 代表質問
内容及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤晴明

質問	答弁
<p>1. 市債について</p> <p>(1) 平成19年度から5年間の総市債残高削減の取り組みについての評価と総括について、また、今後の総市債残高5000億円未満達成に向けての決意と見通しについて伺う。</p> <p>(2) 新市建設計画と合併特例債について</p> <p>ア 平成24年度当初予算時における新市建設計画（304事業、総額 3543 億円）の着手率 76.3%、事業費の進捗率64.2%であるが、今日までの総括と、平成25・26年度へ向けての方針について伺う。</p> <p>イ 合併特例債の現状と、国の7割負担分の地方交付税措置など将来の課題認識について伺う。</p> <p>(3) 臨時財政対策債について、現状と国からの交付税措置が適切にされているのかも含め将来の課題認識について伺う。</p>	<p>(鈴木市長)</p> <p>これまでの削減状況は、平成 18 年度末に 5,632 億円であった総市債残高が、平成 23 年度末では 5,174 億円となり 458 億円、削減した。中期財政計画における平成 23 年度末の目標、5,161 億円に対して、昨年度の台風 15 号による災害復旧などの影響から、13 億円、削減が遅れている状況であるが、おおむね計画どおりに削減されている。平成 26 年度末の目標達成に対する見通しについて、防災・減災事業など、早急な実施が求められている事業もあるが、これまで以上に、歳入確保の徹底、選択と集中を進めることで、市債の発行を抑制し、総市債残高の目標を達成していく。</p> <p>未着手事業のうち、同様の目的を持つ事業が、既に実施されるなどにより事業実施の必要性がなくなったもの、あるいは事業効果や実現性が乏しいものなど計画期間内での実施困難な 53 事業を除くと、実質的な着手率は 90%を超えている。本計画は、平成 26 年度に 10 年間の計画期間の終期を迎えるが、今後も、現在実施中の事業の完了に向けて着実に進めていく。また、本年 6 月の法改正により、合併特例債を起すことができる期間が 5 年間延長となり、計画期間の延長についても検討していきたい。</p> <p>合併特例債の現状について、合併した平成 17 年度から毎年借入を行い、24 年度末残高は当初予算ベースで 220 億円を見込んでいる。合併特例債は、実際の償還額の 7 割が交付税措置されるルールで、合併後平成 17 年度から 24 年度までの累計で 57 億円の元利償還額に対し、その約 7 割にあたる 40 億円が実際に交付税として国から措置されている。また、臨時財政対策債について、平成 13 年度の制度開始以降、毎年借入を行っており、24 年度末残高は 941 億円を見込んでいる。交付税は、発行可能額を基準にした元利償還額の 100% が措置されるルールで、これまでの累計で 292 億円の元利償還額に対し、247 億円が交付税として既に措置されており、残額についても後年度に措置される。このように、合併特例債、臨時財政対策債のいずれも、ルールに則って交付税措置がなされてきており、また、将来に向けても、これらの償還費については、確実に算入されると考えている。しかしながら、国、地方ともに財政状況が厳しい現状に鑑みると、今後、交付税の増額が抑制されていくことも十分に想定される。仮にそうした事態になると、過去の起債の償還費について満額</p>

- (4) 総市債残高5000億円未満達成後、現市長の立場としてどのような方向が望ましいと考えているか伺う。

2. 市民サービスの進むべき方向性について

- (1) 障がい者及び生活保護受給者への就労支援策について

国は平成22年12月にアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」を閣議決定し、そのなかでハローワークについて平成26年度には廃止に向けた検証や法整備が打ち出された。そこで、障がい者及び生活保護受給者の就労支援について、本市ではさまざまな取り組みがなされているが、さらに成果を上げるために就労支援の対象者が有効な支援を受けられる仕組みづくりが必要と考える。そうした状況を踏まえ、ハローワーク機能の一元化に向けて、今後の更なる就労支援の具体的な強化策について伺う。あわせて、こうした取り組みを踏まえた目標を設定してはと考えるがどうか伺う。

- (2) 市営住宅について

ア 今般の社会情勢に合わせた今後の市営住宅のあり方について、及び真に住宅に困窮している人たちへの更なる適正な供給についての考えを伺う。

措置されたとしても、代わりに他の算入項目が削除され、本市が受け取る交付税増額が縮小することも考えられる。したがって、本市として、そうしたことの無いよう、指定都市市長会を通じて交付税増額の確保を国に求めていくとともに、本市の財政の健全性を自らの責任において守っていくことを基本姿勢に、引き続き持続可能な財政運営に努めていく。

我が国の財政状況は、国及び地方の長期債務残高が平成24年度末で940兆円程度と見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にある。本市の市債残高についても、バブル期の過剰投資やバブル崩壊後の景気対策などにより増加を続けた結果、現在でも、普通会計ベースで税込の2倍を超える高い水準にあることから、今後とも、市債残高の抑制基調は維持していくべきと考えている。

(市長)

国の出先機関原則廃止に向けたアクション・プランを受け、本市においてもその成果と課題の検証を行うため、市の就労支援機能とハローワークの職業紹介の機能を一体的に実施する提案を国に提出し、受諾通知があったところである。この提案に基づき、就労意欲がありながら生活困難に陥っている方々を対象に、ワンストップで「相談から就職まで一貫したサービス」を提供する（仮称）浜松市ジョブサポートセンターを市庁舎内に設置し、本年4月に事業開始するため、現在、静岡労働局と詳細の協議を進めている。このなかで、障がいのある方については、窓口の常設化により相談から就業紹介に至る一連のサービスを一体化し就労を進めるとともに、さらなる雇用促進に向けた企業開拓を進めていく。また、生活保護受給者の就労については、既にハローワークとの連携事業により成果を上げているが、同じ庁舎内で福祉事務所が就労活動状況を直接確認することにより、効果的なケースワークを実施していく。さらには、受給前の相談段階から対象者の早期自立にもつなげていく。このように、ハローワークとの一体的な取り組みを進める中で目標となる成果指標等の検討を行い、きめ細かなトータルサポートの実現と、就労支援の強化を図っていく。

市営住宅制度について、かつて、戦後復興期から高度経済成長期頃までは、住宅ストック量の絶対的不足解消を図るため、若年世帯を中心に、持ち家を取得するまでの低額所得である一定期間に市営住宅を提供してきたという役割を担っていた。しかし、今や、自ら民間市場で住宅を確保できない低額所得者層、高齢者や障害をお持ちの方等の真に住宅に困窮する方々に対する住宅セーフティネット機能、さらに大規

模災害発生時の住宅提供、過疎化・高齢化が進む地域における定住人口確保によるまちづくりへの貢献等の役割を担っている。特に、過疎化が進む北遠地域に対しては、地域主権一括法により、本年度から本市単独基準として市営住宅入居要件の収入基準や入居資格を緩和し、定住促進を進めている。いずれにしても、市営住宅のあり方は、その時々々の社会経済環境により変化するものと認識している。また、真に住宅に困窮している方々に市営住宅を適切に供給するため、高額所得者への明け渡し請求の強化や既存ストックを有効活用し、市営住宅を供給するよう努めていく。

イ 市営住宅の効率的管理を行うために集約化を進め、集約にあたってはPFIを含めた民間活力を導入してはと考えるがどうか伺う。

本市では、昨年度、市営住宅の効率的・効果的な供給、既存ストックの有効活用、既存ストックの集約化、の3本の基本方針を定めた「市営住宅ストック総合活用計画」を策定した。ご指摘の市営住宅の集約化については、本計画において選定した松城団地等の集約対象候補団地について、PFI方式も含めて民間活力を導入する「集約建替」と、「余剰地の生み出しと活用」をワンパッケージとする事業として考えている。このような中、本年度、庁内検討委員会を立ち上げ、集約対象候補団地について、集約場所、集約規模、導入機能、事業手法等の基本方針を検討しているところである。今後は、この基本方針に基づき、民間活力導入効果や民間事業者参画の可能性、余剰地活用等の検証を行い、財政負担軽減も図りつつ、市営住宅の集約化を推進していく。

3. 学校における児童・生徒に向き合う時間の確保と学校設備等の充実に向けて

(1) 就学援助が増加し認定作業や医療券発行作業が増大するなど、さまざまな業務が増え教職員の多忙化の一因となっている。そこで、事務の簡素化を含めた事務作業の集約化などを進め、多忙化の解消ができないか伺う。

(学校教育部長)

学校においては、教職員が各教科等の指導や生徒指導を始めとした本来の職務と使命を果たすため、子ども一人一人に向き合う環境づくりが喫緊の課題となっている。このため、教育委員会各課では学校に対する調査報告を精選し、課ごとに実施していた教育総合計画の取組状況調査を一本化するとともにマークシートを導入してIT化を図るなど、現場の労力の削減に努めた。また、就学援助関係では、学校で作成していた「医療費援助明細書」など3件を廃止するとともに「医療券交付申請書」等への校長の押印を廃止した。これらの事務を、よりの確、適切に行うためには、普段から子どもやその保護者との関わりが深い学校の協力が欠かせないと考えている。このため、今後も学校と教育委員会がともに学校の事務負担の軽減に取り組み、子どもたちにとってより良い教育環境の確保に努めていく。医療券の見積り記入欄について、学校の負担軽減につながることから、来年度の廃止に向け見直しを進めていく。

(2) 地域が主体となって各地区に福祉を推進するための「地区社会福祉協議会」が公民館等を拠点として活動しているように、地域の教育力向上策として地域が主体となって健全育成会を含めた子どもの教育を推進する拠点づくりができないか伺う。

(古橋副市長)

青少年健全育成会は、市内48中学校区ごとに組織され、自治会、子ども会、PTA、警察関係者等の地域の方々に構成されており、地域の子どもの実態等の情報を共有して、地域の特色を生かした活動を行っている。また、健全育成会の事務局は学校に設置されているところが多く、地域における活動の推進役となっている。今後も、活発な健全育成会活動を継続していくには、学校の協力は必要であるが、地域が主体となって取組みを進めるためには、地域の人材が事務局の一員となり、育成会の活動計画の策定段階から関わることも重要であると考えている。市としては、各健全育成会の活動の参考となるよう、研修会等において、このような取組みの先進事例を情報提供していく。子どもの教育を推進する拠点づくりについては、地域によって健全育成会の実情も異なっているので、健全育成会以外の団体も含め、関係する方々に意見を伺い検討していく。

(3) 地域の体育振興を目的に、市が施設利用委員会等に運営を委託し学校施設を開放しているが、実質的な事務は学校が担っている。そこで、生涯スポーツの推進をする趣旨から協働センター(平成25年度以降)に移管し、体育振興関係団体と連携して企画・運営する体制が構築できないか伺う。

(古橋副市長)

市内小中学校の体育館やグラウンドなどのスポーツ施設は、学校が使用しない夜間や土曜日、日曜日等において、地域の方々が気軽にスポーツに親しむことができるように開放しており、平成23年度には、約174万人の方にご利用いただいた。開放にあたっては、自治会やPTAの役員、スポーツ推進員、学校教職員などで構成する施設利用運営委員会を学校ごとに組織し、利用の調整などを担っていただいている。この組織の事務局機能については、学校施設の開放ということから、教職員が何らかの形で関わっている。こうしたことから、学校への負担が偏ることなく、学校施設の一層の利用促進が図られるよう、現行の体制を調査するとともに、関係者の皆さんにご意見を伺うなど、運営方法について検討していく。

(4) 多くの子どもたちは、生まれてから洋式トイレが当たり前であるが、現状は学校の多くが和式トイレであり、男女入口は別でも簡易な壁一枚で仕切られているなど、家庭や多くの公共施設では考えられないようなトイレの状況である。

(学校教育部長)

一般家庭の洋式トイレの普及に合わせ、学校の児童・生徒用トイレについては、昭和50年代半ば以降、新築や改築を行う際に、洋式便器を、1ブースにつき1つ以上整備してきた。その後、既存の学校についても、和式便器から洋式便器への改修や、男女の入口を分ける工事などを行い、昨年度までに全体で1,752ブースある中で、1,482ブースについて1つ以上の洋式便器を設置してきた。1つの洋式便器を設置するためには、スペースの関係上、2つの和式便器を解体しなければならないこともあり、全体の便器の数が減少するケースなど課題もあるので、本年度、洋式便器のない270ブースを再調査していく。その調査をもとに、5年を目途に優先順位を付け、男女ごと1ブースにつき1つの設置ができるよう努め、より良好な教育環境を確保していく。

そこで、学校トイレの洋式化がされていないブースが全体で270あるが、目標年度を設定して洋式化などの改修をすべきと考えるかどうか伺う。

4. 環境対策について

(1) (仮称) 生物多様性はままつ戦略について

国は平成 20 年の生物多様性基本法により、地方自治体に対して生物多様性地域戦略の策定を求め、これを受け現在では政令指定都市 7 市が策定した。そこで、本市における(仮称)生物多様性はままつ戦略の策定にあたって、以下について伺う。

ア 平成 21・22 年度に生物多様性の現状と危機の把握のために、動植物の既存資料調査及び現地調査を実施し、田んぼでは絶滅危惧種のヤリタナゴ、調査後には最近話題となっている特定外来生物のアライグマなどが確認されているが、調査の成果と戦略策定を進める中で明らかとなった主な課題について伺う。

イ (仮称) 生物多様性はままつ戦略について、目的、基本方針、今後の施策、策定期間について伺う。

ウ 公園などの市有地内に絶滅危惧種が確認された場合の対策について、マニュアル化をすべきと考えるがどうか伺う。

(市長)

平成 21・22 年度に実施した動植物調査の結果では、約 9,700 種を確認することができた。この内、国や県のレッドデータブックに記載されている貴重種は、約 660 種で、その中でも、絶滅の危険性が高いヒヌマイトトンボやミカワバイケイソウをはじめとする絶滅危惧種は、約 400 種であった。1 つの市域における種の確認数としては、他市と比較して非常に多く、遠州灘から南アルプスまでの広大な市域と、海・川・湖や森林・田園など、多様な自然環境を有する本市の特徴を裏付けるものと評価している。こうして収集した情報については、地図情報システムを活用してデータベース化し、庁内において情報共有するとともに、市ホームページの自然環境マップにより、市民の皆様にも広く公開し、情報発信にも努めている。また、戦略策定を進める中で明らかとなった状況としては、絶滅危惧種のヤリタナゴの生息域が急速に縮小し、絶滅の危険度が増していることや、特定外来生物であるアライグマによる農作物や人への被害が懸念されることなどがある。こうしたことから、主な課題としては、土地改変や河川改修による草地・水辺環境の減少、里山の管理放棄による竹林の増大、外来生物の増加による農業・漁業被害などが挙げられる。

策定の目的は、『市域の生物多様性を保全し、その恵みを次世代に引き継いでいくこと』であり、「多様な生きものすみかを守る」、「生物多様性を守る仕組みをつくる」、「豊かな自然を未来につなぐ人材を育成する」という 3 つの柱を基本方針としたいと考えている。また、今後の施策としては、開発事業における、自然環境に配慮すべき事項を示す指針の策定や、継続的な動植物調査の実施、さらには、環境に配慮した農林水産業の推進などが重点施策として挙げられる。こうした施策の展開にあたっては、庁内において生物多様性保全庁内連絡会議を設置し、連携して取組むとともに、環境保全に関わる市民団体や事業者など、各主体間のネットワークを構築し、情報共有や相互交流を図りながら、市民協働により推進したいと考えている。なお、策定期間であるが、今年の 11 月にパブリックコメントを実施し、市民の意見を伺った後、来年 3 月を目途に策定する。

現在、市有地の公園や緑地において、ナガボナツハゼやカザグルマなどの絶滅危惧種の植物が確認されており、保全のための啓発看板の設置や生育地に配慮した維持管理に努めているところである。今後についても、絶滅危惧種の生育・生息状況の把握に努め、関連部局での情報共有により、適切な保全を図るとともに、提案いただいた絶滅危惧種が確認された場合の対応マニュアルについても整備をしていく。

(2) 公共下水道について

ア 浄化槽の法に基づいた管理が不十分であり、河川・湖沼への環境負荷が問題視されているが、現状と更なる具体的な目標と対策を伺う。

イ 西遠流域下水道が平成 27 年度末に、県から移管されるが、移管時の残高見込み元金 126 億円、利子 30 億円の取り扱いと、移管後の下水道の財政状況はどのようなシミュレーションになるか、下水道料金にどのように影響するのか伺う。あわせて県は、津波対策は万全にされるのか伺う。

5. 安全・安心なまちづくり

現在、耐震性消防水利の設置業務は消防局、可搬ポンプの貸与業務は危機管理課が行っており、相互の調整が十分ではない。平成 24 年 4 月現在、耐震性消防水利は市内に 2365 カ所、充足率として 70.5%設置され、可搬ポンプは 832 台が自主防災組織に貸与されているが、十分なマッチングが出来ていないため、震災時における消火への対応が地域によっては徹底されていないのが現状である。そこで、耐震性消防水利と可搬ポンプの配置の整合性と、可搬ポンプを各地域の実態に合わせて計画的に増設できないか伺う。

(水道事業及び下水道事業管理者)

浄化槽の設置者には、浄化槽法に基づく保守点検、清掃と水質検査の実施が義務付けられている。保守点検、清掃については、おおむね85%の浄化槽について実施されている。一方、設置時に行う水質検査は79.1%が実施されているが、法第11条に基づき1年後以降に実施する毎年の水質検査実施率は、県の指定する検査機関が1社と不足していることなどから5.8%となっており、全国平均30.4%と比較すると非常に低い状況である。このため、水質検査の実施率向上に向け、専任職員の配置や浄化槽協会との連携による戸別訪問での啓発に努めている。また、合併処理浄化槽設置費補助金を受ける場合には、保守点検、清掃の委託契約に加え、今年度から水質検査についても契約書の写しの提出を義務化した。今後は、水質検査実施率の特に低い単独処理浄化槽への対策を強化するとともに、県指定の検査機関と協力した講習会の開催などにより、水質検査の重要性と法令遵守を広く呼びかけ、平成26年度までに浄化槽の水質検査実施率の倍増を目標に取り組んでいく。

県債の取り扱いについては、基本的には本市が債務をそのまま引き継ぐことになる。移管に伴い、平成13年度以前の起債償還利子に対する軽減措置が廃止されるため、財政シミュレーションとしては、約5千万円の負担増となるが、下水道料金への影響はないと見込んでいる。また、西遠浄化センター施設の津波対策としては、国が示した技術的提言に基づき、ポンプ施設の遮水対策及び電気設備の高所化などを移管時まで実施するよう、県へ要望しているところである。引き続き、県との定期的な会議を重ね、移管時まで可能な対策を強く要望していく。

(古橋副市長)

大規模な地震が発生し、道路や消火栓が寸断された状態で、同時多発的に火災が起きると、消防局と消防団だけでは市内全ての火災に対応することが困難になることが想定される。そのような事態に備え、浜松市では798隊の自主防災隊に対して、800台余の可搬ポンプを貸与し、自助共助の精神に則り地域住民が初期消火を行なうことにより、被害の拡大を防ぐことを目指している。今年の6月に各自主防災隊を対象として、可搬ポンプの使用状況などのアンケート調査を行なったところ、「災害発生時に可搬ポンプを初期消火に使用できると思いますか」という質問に対して、水利がないことを理由として「使用できない」と回答した隊が76隊あった。今後は、アンケート結果を踏まえ、早急に耐震性消防水利や自然水利などと可搬ポンプのマッチング状況を確認し、消防局と連携して、水利位置の周知の徹底と、地域の実態にあわせた可搬ポンプの配備を検討していく。

6. 遠州灘海浜公園篠原地区の整備計画について

市の都市計画決定区域西側区域 12.2ha のうちの浜松市総合水泳場を除く 8.7ha について、用地買収が今年度で完了予定となっているが、県の東側区域 25ha と合わせた、市としての総合的な計画案を示したうえで、県への要請や計画をすべきと考える。そこで、本市の西側区域 12.2ha と県の東側区域 25ha を合わせた全体像と市の西側区域の残り 8.7ha の整備方針、想定される施工時期について伺う。

7. 道路・公園の除草対策について

最近、道路の植栽や公園内の草が、以前に比べて目立ってきているように感じられる。そこで、技術的に防草シートなど低コストで除草できないか。また、道路・公園等の除草を、愛護会団体等への拡大・拡充や、自治会を含めた地域の協力を得るなど、市民協働の趣旨に沿って具体的に要請し、通年で対応できないか伺う。

(市長)

遠州灘海浜公園は、天竜川河口から舞阪に至る約 670ha を計画区域とする総合公園で、篠原地区の約 37.2ha は西の拠点と位置づけ、平成 6 年度に県が策定した整備基本構想では、スポーツや体験学習などの多彩なレクリエーション施設とする基本コンセプトが示されている。こうした中、浜松市としては、西側 12.2ha に総合水泳場を建設するとともに、残り 8.7ha について地域住民が参加するワークショップでの検討を経て、スポーツ、散策などのレクリエーションを展開できる場とした基本計画を策定したところである。しかしながら、第 4 次地震被害想定に基づく対応とともに、現下の財政状況を踏まえ、当面は多目的広場での活用を検討しているところである。一方、東側 25ha については、これまで津波避難施設を兼ねた野球場などのスポーツ施設を主体とした公園整備を県に要望している状況である。このようなことから、今後については、県西部地域におけるスポーツ・レクリエーションの拠点とともに、想定される大地震への対応を含めた公園を目指すべきものと考えている。このため、今後も引き続き県に対して東側の整備を粘り強く働きかけていく。

(古橋副市長)

道路・公園の除草については、利用者の安全や環境美化の観点から、草の伸び具合を見ながら、道路については年 1～2 回程度、公園については年 2～3 回程度の刈り取りを行っている。除草以外の対策としての防草シートについては、新設道路や道路改築等において、路肩部や法面、公園などで一部実施している。しかしながら、既存の植樹帯においては、既に低木等が植栽されていることから、防草シートの施工は難しいと考えている。

なお、道路や公園における植樹帯の新設や植替え時には、今後、植樹する樹木の育成を妨げない範囲で、防草シートなどによる除草費用の軽減を考慮した施工について検討していく。愛護会団体、自治会等への要請について、現在、道路や街路樹、公園の愛護会が合わせて 415 団体結成され、地域の皆さんが安全に作業しやすい場所での定期的除草や清掃活動に取り組んでいただいている。これらの愛護会活動により、環境美化や経費節減につながるだけでなく、道路・公園等に対する住民の関心と愛着が深まり、地域コミュニティの醸成が図られるものと受け止めている。したがって、今後とも、愛護会に対し、活動資材等の提供や刈り取った草木等の処分などを積極的に支援するとともに、活動回数や参加人員を増やしていただけるようお願いをしていく。また、現在愛護会が結成されていない地域では、自治会等へ愛護会の設立を働きかけていく。

8. ユネスコ創造都市ネットワークについて

(1) 昨年3月に国連教育科学文化機関ユネスコの創造都市ネットワークに加盟申請し、7月にパリの日本大使館とユネスコ日本政府代表部を訪問されたが、承認に向けての成果と見通しについて伺う。

(2) 仮に承認された場合の効果と、今後、地域の子どもたちに対して指導できる人材を育て指導できる体制を構築するなど、創造都市に相応しい具体的な活動の展開について伺う。

(市長)

本市は平成23年3月に、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟申請をしたが、年末のアメリカの拠出金停止によるユネスコ全体の財政問題により、現在、加盟審査事務を含む創造都市ネットワーク事業そのものが中断している。こうした中、私は7月に、審査再開と加盟認定に向けての側面支援を求め、在仏日本大使館及びユネスコ日本政府代表部の特命全権大使と面談し協力を依頼するとともに、加盟認定後の欧州のネットワーク加盟都市との連携の際の協力要請をし、両者から支援の約束をいただいた。審査再開の見通しについては、現時点では明らかではないが、今後も在仏日本大使館及びユネスコ日本政府代表部との連絡を密にしながら、あらゆる機会を捉えて早期認定に向けた活動を行っていく。

ユネスコ創造都市ネットワーク加盟は、本市で行われてきた音楽活動が、世界に認められるということであり、音楽に対する市民意識の向上に大いに寄与するものと考えている。今後においては、加盟都市との交流や情報交換を図るとともに、音楽の都・浜松の実現に向け、次代の音楽文化を担う子どもたちの育成をはじめ、音楽団体の活動支援や指導者の育成、確保を図っていく。そのため、登録していただいた音楽家を指導者として学校や音楽活動団体へ派遣する、アクトシティ音楽院の「音楽指導者派遣事業」の充実を図るとともに、子どもたちや地域の皆さんが気軽に音楽活動に参加する機会を提供できるよう取り組んでいく。また、小・中学生の音楽活動を支援する「吹奏楽楽器活用事業」や、あいホールを新たな活動拠点とする「新活動拠点施設整備事業」などの、市民の音楽活動の環境づくりを積極的に進めていく。さらに、今年度末までには「創造都市・浜松」推進のための基本方針を策定し、音楽分野のみならず様々な分野で、市民が創造性を発揮し、市民協働による新たな試みが活発に行われるよう取り組んでいく。

以上